

---

# 令和 6 年梅雨前線豪雨等災害に係る 災害廃棄物処理事業費補助金等説明会

---

～山形県～

令和 6 年 9 月 13 日、30 日

東北地方環境事務所 資源循環課



# 秋田県・山形県の被災各地



りんどう（上山市：山形県庁正面玄関）



新庄祭り（8/24.25.26）



七夕絵どうろうまつり（8/5.6.7：湯沢市）



西馬音内盆踊（8/16：羽後町）



7/25～令和6年梅雨前線等豪雨災害（秋田県・山形県）



仙台七夕（8/6.7.8：宮城県庁正面玄関）

# 災害廃棄物処理事業費補助金

## 災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <p>災害の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> </ul>	<p>The flowchart illustrates the disaster waste management system. It starts with '災害等廃棄物の収集' (Collection of disaster waste) leading to a '仮置場' (Temporary storage site). From there, waste is processed through '分別処理' (Separation treatment) and '処理等リサイクル' (Treatment and recycling). The process then branches into several paths: '可燃物処理' (Combustible waste treatment), '不燃物処理' (Non-combustible waste treatment), and 'リサイクル' (Recycling). A red dashed line indicates that '仮置場' is not included in the '補助対象範囲' (Scope of assistance) for '汚水処理' (Treatment of sewage) and 'し尿処理' (Treatment of urine). Other paths like '資源回収' (Resource recovery) and '貯蔵' (Storage) are also shown.</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p>	<p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>
補助率	1／2	
地方財政措置	<p>＜通常災害時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方負担の80%について特別交付税措置</li> </ul>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

# 災害廃棄物処理事業費補助金

## (参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

### 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害	激甚災害	特定非常災害	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率 100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	

# 災害廃棄物処理事業費補助金

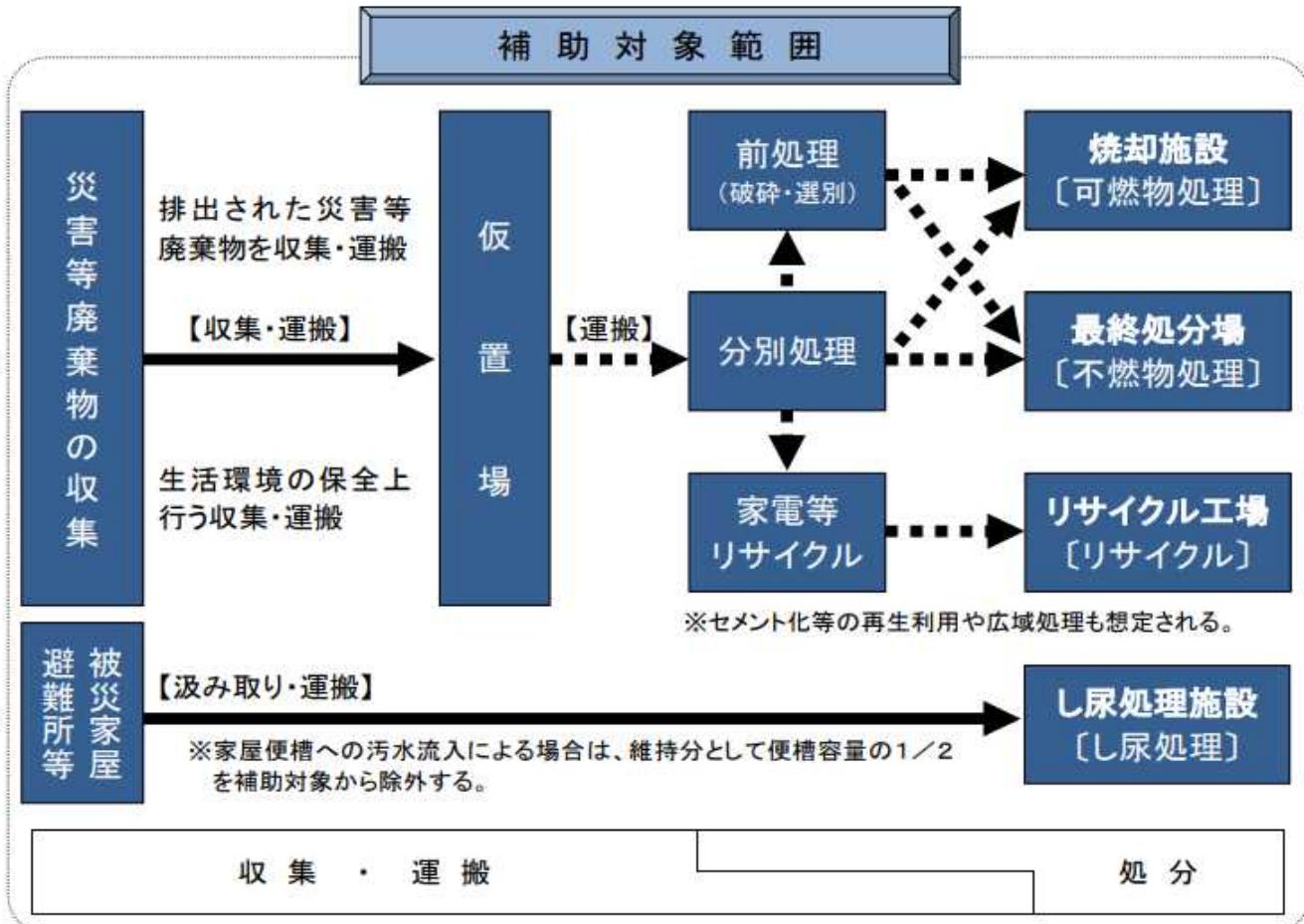
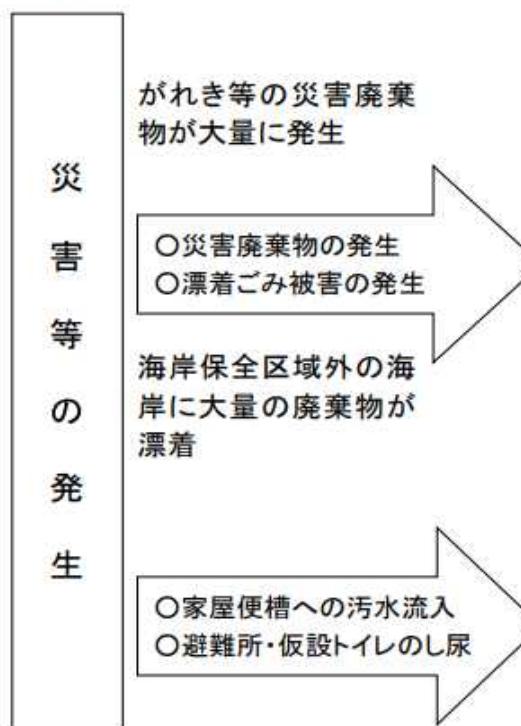
## (参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） 指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
要件	○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所 庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道 府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよ い。	
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇒財務省：1億円以上）	

# 災害廃棄物処理事業費補助金

## (参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

### 【一般的な事例】



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 第二十二条

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

### 【主な補助対象経費】

- ・労務費
- ・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
- ・機械器具の修繕費
- ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ・処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
- ・条例に基づき算定された手数料
- ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
- ・し尿の汲み取り費用
- 等

# 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表①

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性が認められなければ補助対象とならないことには十分注意すること。また「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象にした事例もある。

## 【通常災害】

区分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の損傷程度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	

## 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表②

### 【通常災害】

区分	対象	根拠等
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察や消防からの指導があった場合などに限る
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数 料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	
35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外

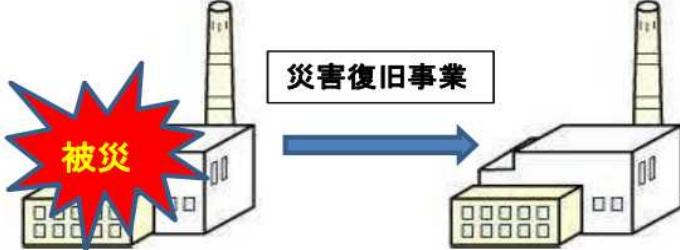
## 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表③

### 【通常災害】

41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	汚水のみであれば、便槽に流入した場合と同様、浄化槽の半量は維持分として対象外
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託費への補助なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150m <sup>3</sup> 未満のごみ	○	災害起因にはm <sup>3</sup> 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらない
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150m <sup>3</sup> を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流れ海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

# 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

## 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <p>① 一般廃棄物処理施設          ② 凈化槽（市町村整備推進事業）          ③ 産業廃棄物処理施設          ④ 広域廃棄物埋立処分場          ⑤ PCB廃棄物処理施設</p>	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの          ② 事務所、倉庫、公舎等の施設          ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの          ④ 維持工事とみられるもの          ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの          ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの          ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの          ⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。          ⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。          ⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。          イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。          ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。          ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。          ⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの          又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。          ⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>	<p>①～⑦交付要綱に規定</p> <p>⑧～⑫実地調査要領に規定</p>			
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設 ・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	浄化槽 (市町村整備推進事業) ・市町村 40万円	産業廃棄物処理施設 ・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	広域廃棄物埋立処分場 ・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	PCB廃棄物処理施設 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1 / 2				

# 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

## 廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和2年 7月豪雨	令和元年房総半島台 風及び東日本台風	平成30年 7月豪雨	熊本地震
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> <li>産業廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> <li>P C B 廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽（市町村整備推進事業）</li> </ul>
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)
地方財政措置	<p>地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置</p>	<p>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</p>	<p>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</p>	<p>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</p>	<p>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</p>
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	99%

# 被災した家屋等の解体・撤去

災害発生時に被災した家屋等の解体・撤去は、私有財産の処分であり、所有者の責任によって行うことが原則

表1 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

被災自治体は災害廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができる。

※特定非常災害⇒半壊家屋等まで補助対象拡大

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

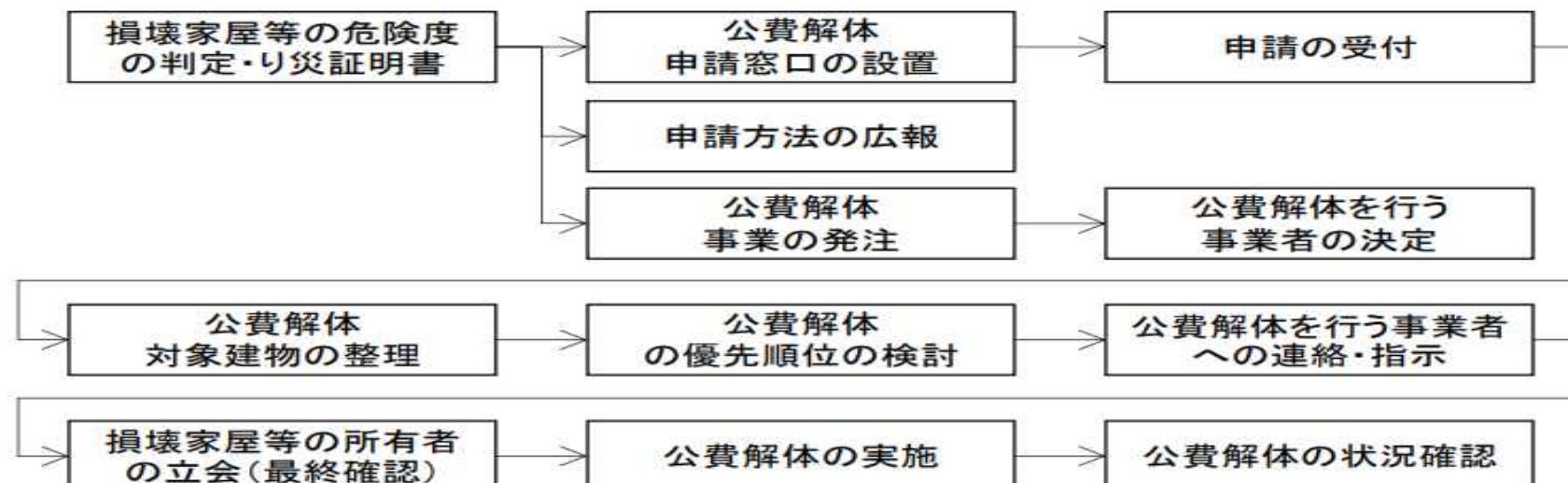


図1 公費解体の手順（例）

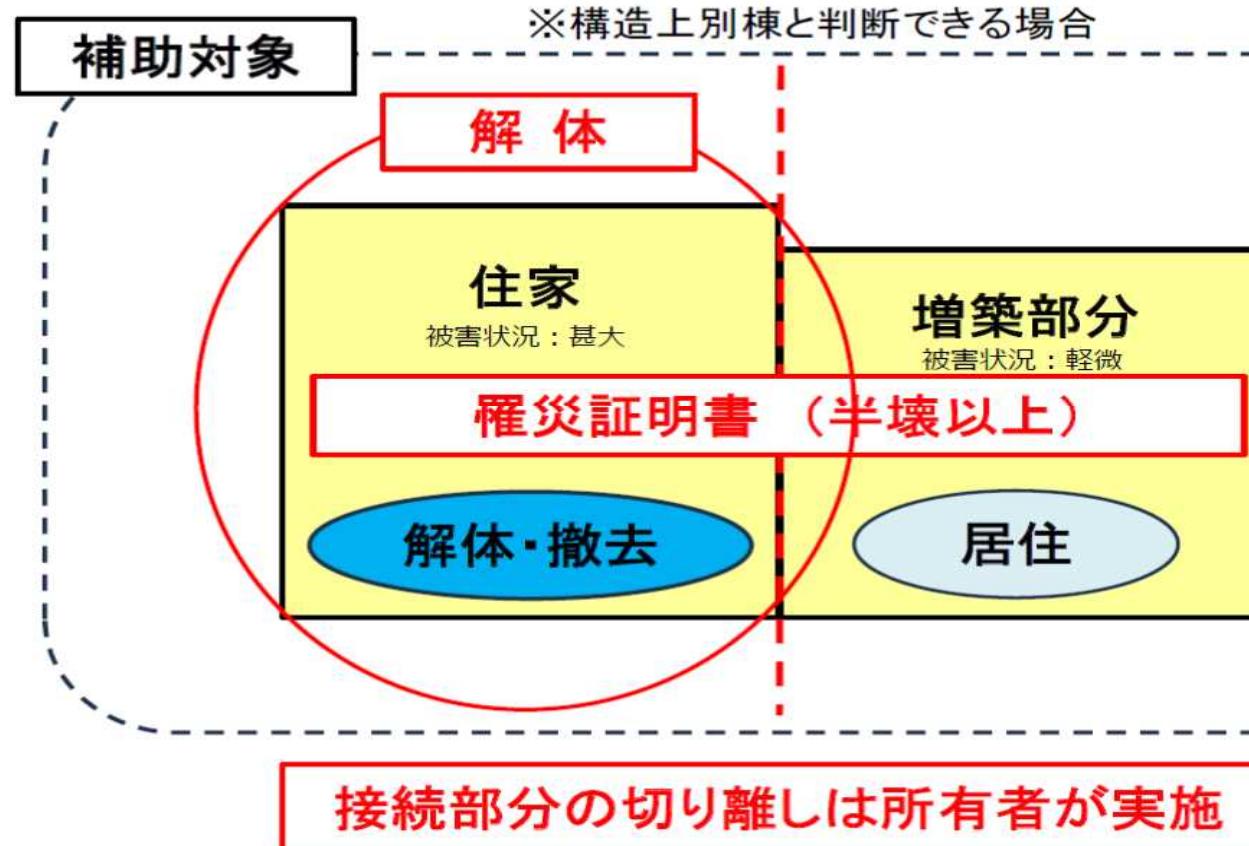
## 被災した家屋等の解体・撤去

被災家屋全体を解体・撤去する場合のみ対象。  
ただし、登記上別棟又は構造上別棟と判断できる場合補助対象となり得る。

一部解体を補助対象とするイメージ

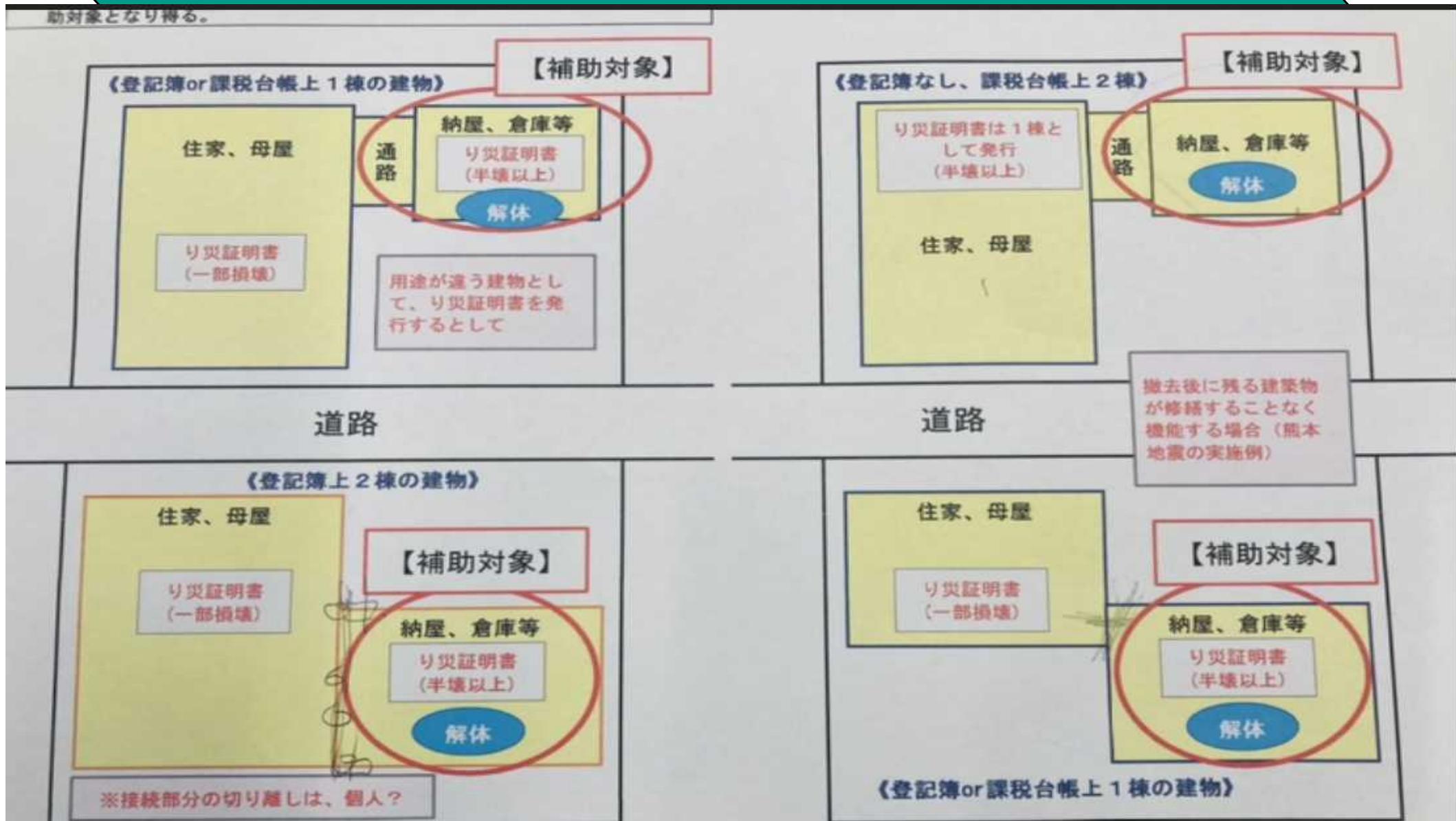
※ 対応イメージの一例であり、各家屋の構造等に応じた対応が必要。

### 増築部分を残して住家を解体・撤去する場合について

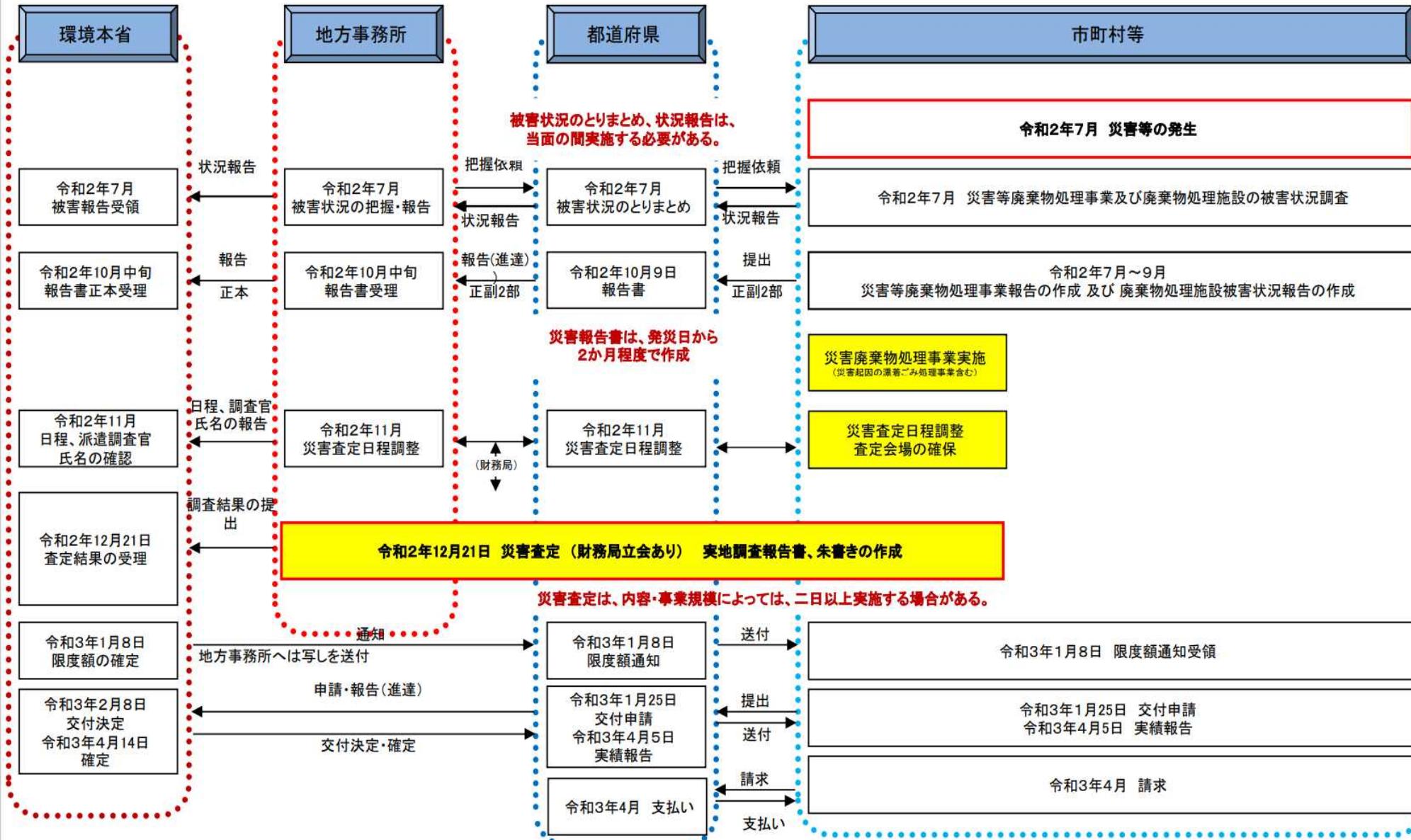


# 被災した家屋等の解体・撤去

助対象となり得る。



# 令和2年7月豪雨におけるスケジュール感



※一部市町村においては令和3年度へ繰越手続きを行って事業を実施している

# 災害報告書の作成

- 災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、地方環境事務所から都道府県に対し、災害報告書の作成を依頼。
- 環境省では、災害等報告書を作成する自治体職員向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を作成・公表しているところ。



## ＜災害等報告書に添付する資料の主なもの＞

### 1. 災害時の気象データ

- 気象台・都道府県・市町村等での公的データ

### 2. 地図・図面、写真

- 地図・図面に、気象観測地点、仮置場、廃棄物処理施設、浸水地域や被災世帯の場所等を明示したもの
- 道路の冠水や河川の増水、土砂崩れ、家屋の倒壊など被災状況
- 仮置場の状況や災害廃棄物の収集・運搬の状況

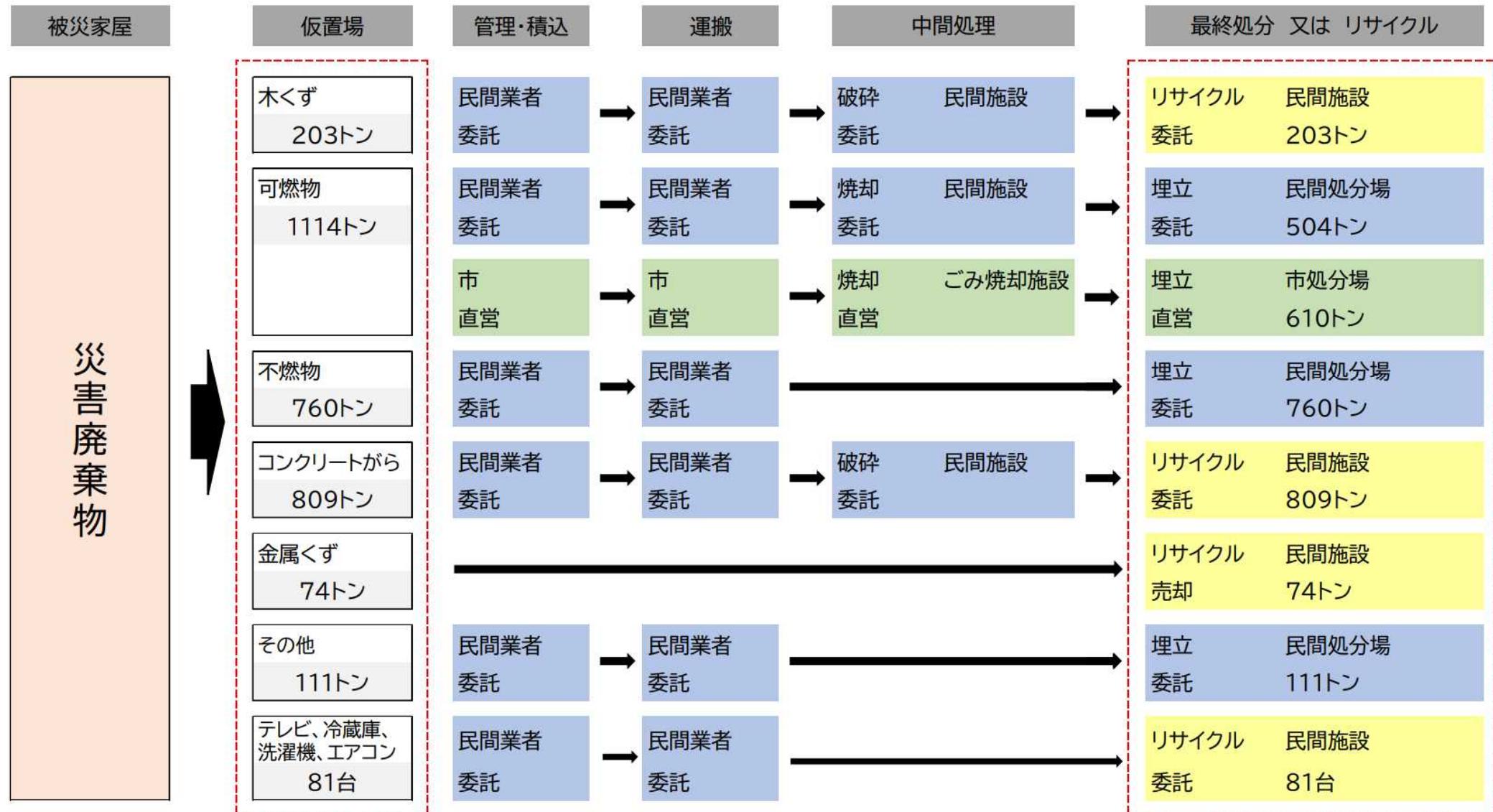
### 3. 災害廃棄物処理フロー

- 災害廃棄物の処理の流れ(収集～運搬～最終処分まで)をフロー図で示したもの

### 4. 事業費の根拠資料

- 災害廃棄物の発生量が確認できるもの(推計の方法、マニフェストなど)
- 積算単価が確認できるもの(見積書や委託契約書、設計図書など)
- 員数の根拠が確認できるもの(作業日報や運行記録、処理伝票など)

## 災害廃棄物処理フロー



## 災害廃棄物の発生量 (災害廃棄物全体量推計式)

$$Y = Y_1 + Y_2$$

$Y$  : 災害廃棄物全体量 (トン)

$Y_1$  : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (トン)

$Y_2$  : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (トン)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

$X_1$ 、 $X_2$ 、 $X_3$ 、 $X_4$  : 被災棟数 (棟)

添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊

$a$  : 災害廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

$A_1$  : 木造床面積 ( $m^2$ /棟)  $A_2$  : 非木造床面積 ( $m^2$ /棟)

$a_1$  : 木造建物発生原単位 (トン/ $m^2$ )  $a_2$  : 非木造建物発生原単位 (トン/ $m^2$ )

$r_1$  : 解体棟数の構造内訳 (木造) (ー)  $r_2$  : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (ー)

$b_1$  : 全壊建物解体率 (ー)、 $b_2$  : 半壊建物解体率 (ー) \*

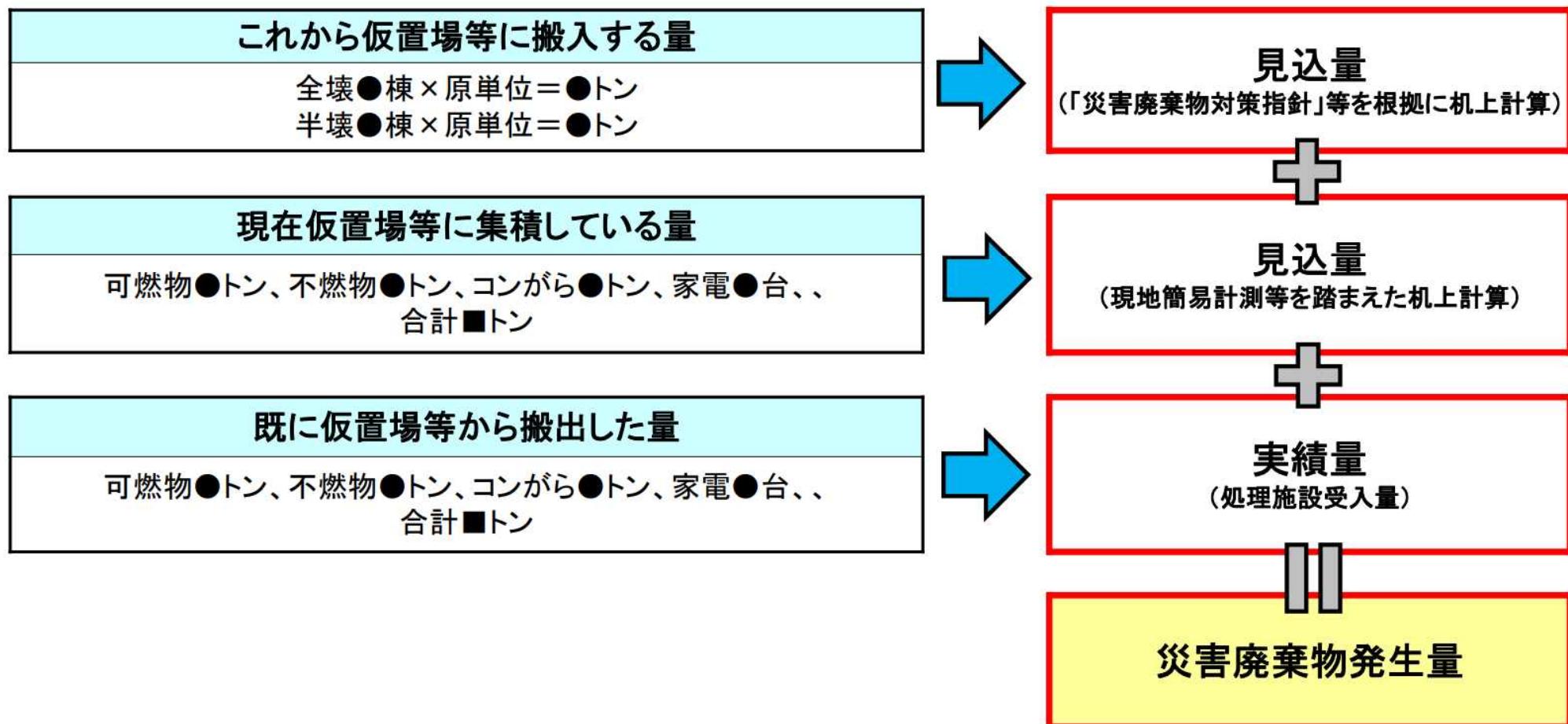
## 災害廃棄物の発生量 (推計式に用いる各係数)

表2 災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原 単位	木造建物	a <sub>1</sub>	トン/m <sup>2</sup>	0.5			
	非木造建物	a <sub>2</sub>		1.2			
延べ床面積	木造建物	A <sub>1</sub>	m <sup>2</sup> /棟	市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書(総務省)より入手(p.5に都道府県別の参考値を記載)			
	非木造建物	A <sub>2</sub>		【URL】(令和3年度 固定資産の価格等の概要調書) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran08_r03_00.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran08_r03_00.html</a>			
解体棟数の 木造、非木 造の内訳	木造:非木造	r <sub>1</sub> :r <sub>2</sub>	—	・都道府県ごとの設定値を参考として掲載(p.6、表6参照) ・地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能。			
建物解体率	全壊	b <sub>1</sub>	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊※	b <sub>2</sub>	—	0.25 (○)	0.25 (○)	0.1 (○)	

## 災害廃棄物の発生量

- 事業が完了する前に災害査定を行う場合は、家屋等の被害状況から環境省が公表している「災害等廃棄物対策指針」等を基に推計する。
- 事業が完了した後に災害査定を行う場合は、処理施設における計量結果等を基に実績とする。
- 災害廃棄物の対象や申請時期により、様々な推計方法が混在する。最も適した算出方法を選択し、根拠・計算式を明確に示すことが重要。



○地方自治体の**契約の原則**⇒一般競争入札

- ・地方自治法施行令第167条の2に規定されている要件に該当する場合のみ随意契約が可能（**要件が限定列挙**）
- ・各地方自治体の条例、会計規則（財務規則）、要綱、要領、随意契約ガイドラインなど、事務手続きが定められている
- ・各自治体が設置する競争入札委員会等の審議

**事業費の予算化**

- 専決処分⇒議会承認
- 補正予算



**補助対象経費の精査**

○査定時の説明（査定官、立会官へ説明）

- ・現場写真
- ・積算根拠
- ・根拠となる法令や自治体としての考え方
- ・証拠書類など

# 地方公共団体の入札・契約制度の概要

## 【随意契約について】

### (意義)

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

### (概要)

#### ○随意契約によることができる要件

地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法施行令(第167条の2)では、下記の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされている。

#### ①予定価格が少額の場合

#### ②性質又は目的が競争入札に適しない場合

#### ③障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合

#### ④新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受ける場合

#### ⑤緊急の必要により競争入札に付することができない場合

#### ⑥競争入札に付するが不利と認める場合

#### ⑦時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合

#### ⑧競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいる場合

#### ⑨落札者が契約を締結しない場合

### (長所)

○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。

○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

### (短所)

○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

## 事業費の根拠資料

### ○災害廃棄物処理事業の見込額を確認できる資料

⇒ 以下の分類に応じて資料を添付すること。各自治体の積算基準や手数料条例などを引用している場合にはそれらの資料、災害協定等に基づき委託等を行っている場合には協定書等を添付すること。

契約方法	契約状況	添付書類
随意契約	契約済(見積3者未満の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書等)、随意契約理由書、合見積が3者未満である理由
	契約済(見積3者以上の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書)、随意契約理由書
	契約未済	見積書、予定価格調書(設計図書等)
競争入札	契約済	契約書、入札結果、予定価格調書(設計図書等)等
	契約未済	予定価格調書(設計図書等)等

※その他、支出が完了していれば、その支出実績が確認できる資料(請求書等)を添付すること。

### ○員数、数量が確認できる資料

⇒ 例示すると以下のとおり。ただし、日報や伝票等は報告書への添付は必須でなく、査定時に求められた際に確認できるよう用意すること。

○労務費…作業日報一覧、作業日報、業務日誌、計量証明書等

○重機借上料…作業日報一覧、作業日報、業務日誌、運行記録等

○処理処分費…伝票、計量証明等

○燃料費…燃料使用一覧、走行距離一覧等(使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録等)

## 災害査定(被災状況の実地調査)

- 災害査定とは、市町村等からの申請に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費の決定を行うにあたって、その事業費を決めるために行う実地調査。
- 災害査定は、環境省の査定官により、災害報告書その他関係書類の審査等が行われ、同時に財務省（局）の職員が立会（りっかい）することとされている。

### ＜災害査定時のポイント＞

#### 1. 災害発生の事実を公的データにより確認

- 観測地点と被災箇所を確認
- 雨量、風速等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災＝補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実は証明されているか。

#### 2. 被災状況の確認

- 写真、地図等を用いて被災状況を確認(写真はどこの地点で撮影されたものか地図上で確認)
- がれきの発生量や仮置場等のごみの収集状況を確認
- 倒壊家屋がある場合には家屋の位置を地図などで確認

がれきの発生量は、事業費積算の根幹となる部分のため、処理済であれば実績となっているか。処理未済であれば推計方法は合理的か。

#### 3. ごみ処理の流れを確認

- ごみ処理の流れを確認(収集～運搬～最終処分までのフロー図等)
- 仮置場を設置した場合には、その設置の理由、位置図、収集状況、搬入・搬出の方法等を確認

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法は適切か。当該経費が必要な理由は合理的か。

#### 4. 事業費算出内訳を確認

- 計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を確認

#### 5. 事業費の確定

- 申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を実施
- 査定後の事業費が1億円を超える場合には、財務本省への協議が必要となるので、現地では仮決定となり「保留」となる

# 国土交通省と環境省との連携

「堆積土砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化について

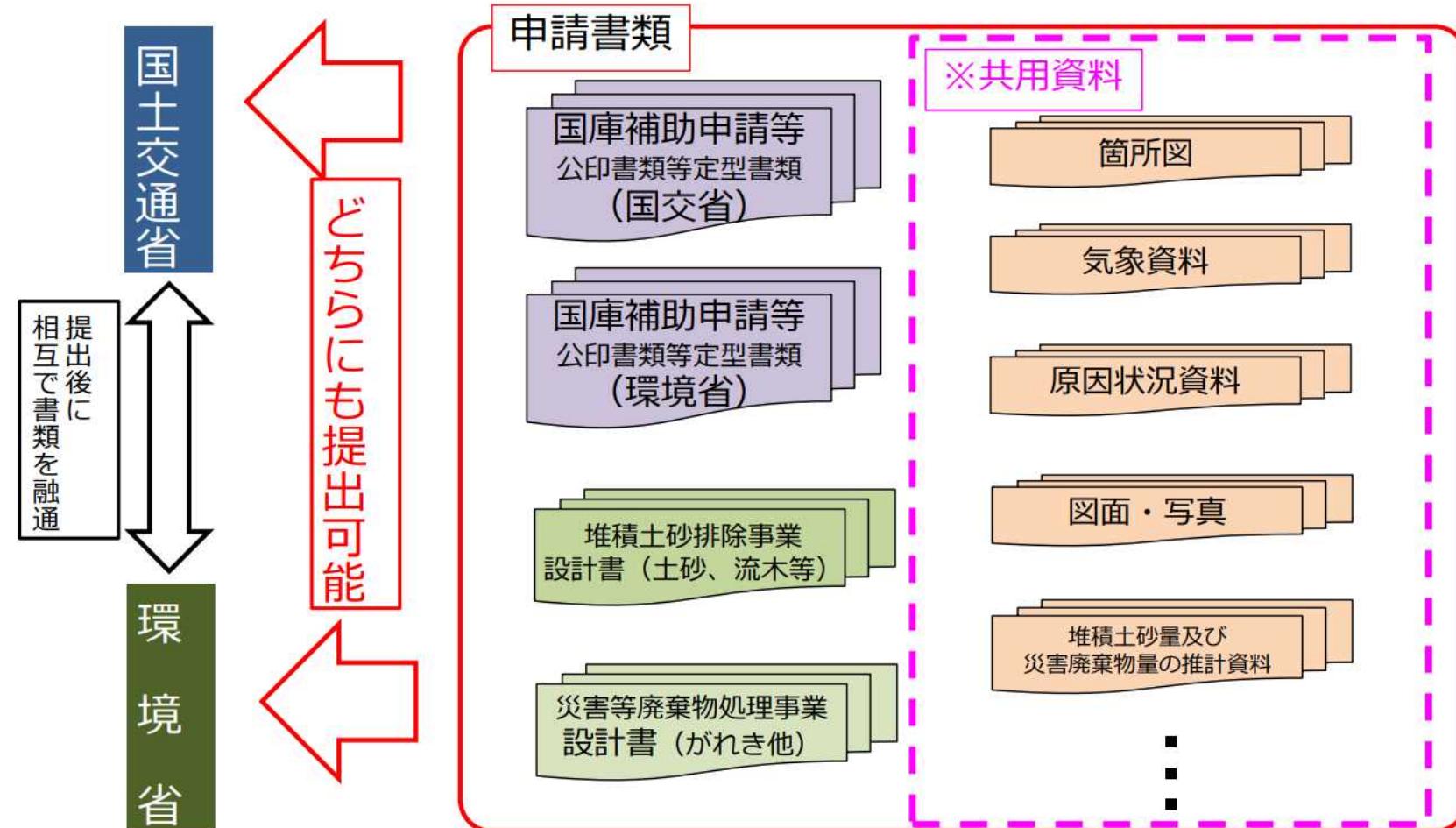
## 1. 申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

- 申請は、国土交通省、環境省の両省どちらに提出しても可。

## 2. 申請書類の簡素化

- 申請書類は、両事業を一体的な作成を可能とする。（気象資料や図面・写真等は共用可能）

※なお、国庫補助申請の公印が必要な書類などの定型書類は、両省の様式を作成

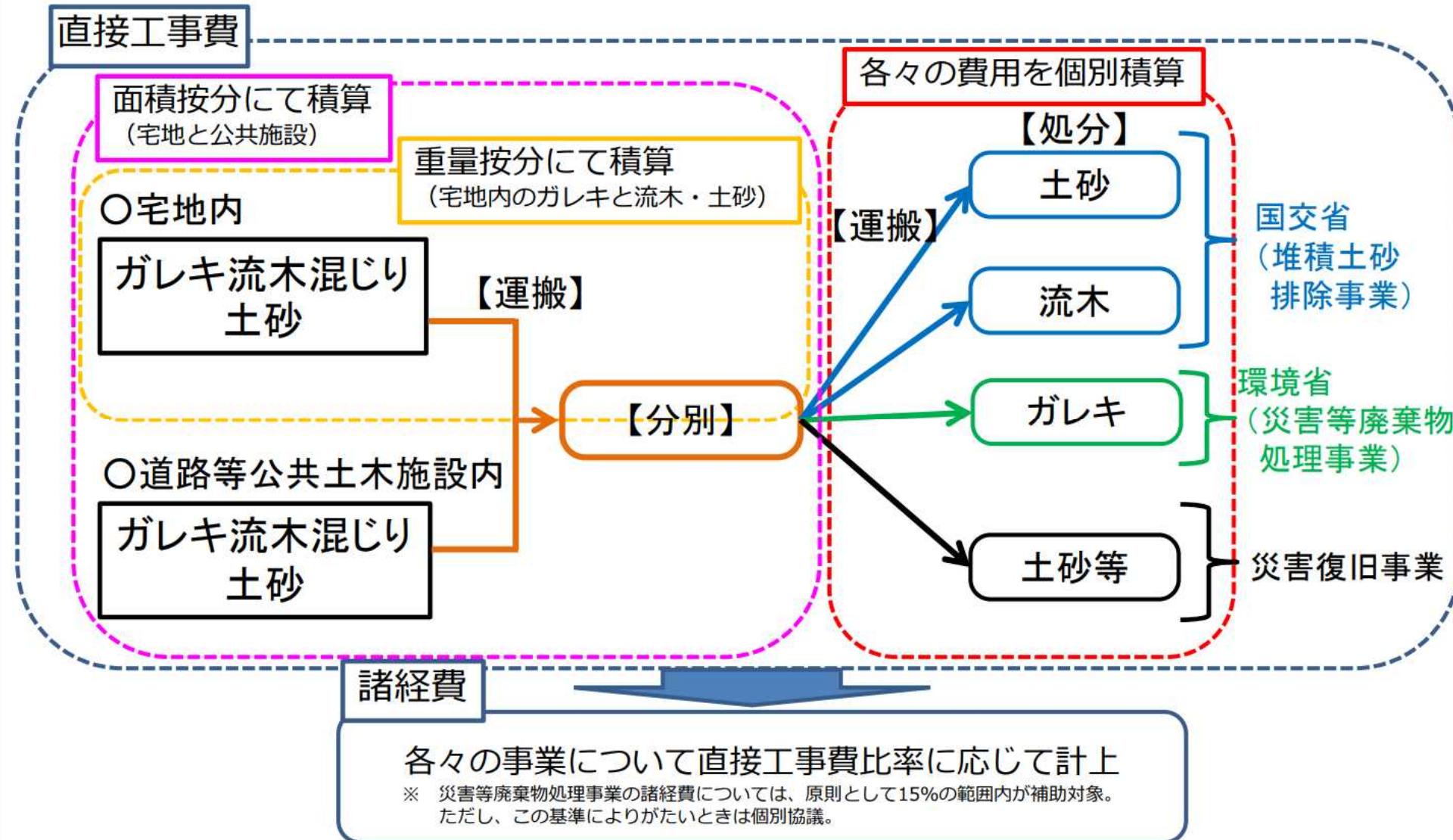


※公共土木施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

## 国土交通省と環境省との連携

### 3. 事業費積算内訳の作成

積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可  
※災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

# 農林水産省と環境省との連携

## 被災した農業用ハウスや農作物等の処理について

(別紙)

### 1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウスや農作物等の処理を支援。

### 2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））



【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注】

- ・強い農業づくり総合支援交付金(被災産地施設支援)(再建等とセット)
- ・農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(撤去のみも対象)

【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注、被災した農作物や培地等の撤去】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

(2) 集積所を経由しない場合(農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【被災ハウスの解体から処分まで業者発注】

- ・強い農業づくり総合支援交付金(被災産地施設支援)(再建等とセット)
- ・農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(撤去のみも対象)

【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

## 防衛省・自衛隊と環境省との連携

- 近年の大規模災害において、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。
- 環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、  
**「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」**を共同で策定(令和2年8月)
  - ▶自衛隊の活動の効果を最大化することにより、災害廃棄物の撤去を加速化し、被災地の復旧・復興に繋げる。

### 【主な内容】

#### ○ 基本事項

##### ○ 関係機関の役割分担・連携

- ※平時からの廃棄物部局で、仮置場候補地の選定、民間事業者との協定締結など、事前の備えを強化
- ※防衛省・自衛隊の支援（事態やむを得ないと認める場合の応急対策）
  - ・事態やむを得ないと認める場合（3原則（**公共性、緊急性及び非代替性**）を総合的に勘案して判断）に必要な支援を実施
  - ・**被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施**

#### ○ 平時の取組等

- ※関係機関の「顔の見える関係性」構築

#### ○ 発災時の対応

- ※被災市町村の実施事項
  - ・**市町村職員等の同行や立会い、住民への周知等**
  - ・必要に応じて、適切な**収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）**の手配

- ※環境省・防衛省間の情報共有
- ※環境省・防衛省・県・市町村等による現地調整会議の開催

#### ○ 自衛隊の活動終了に伴う対応 等



自衛隊による撤去の様子（上：長野市 下：大平町）

## 問い合わせ先

### 環境省 東北地方環境事務所 資源循環課

連絡先 Tel.022-722-2871

担当 小池 E-mail [GENICHI\\_KOIKE@env.go.jp](mailto:GENICHI_KOIKE@env.go.jp)

佐藤 和美 E-mail [KAZUYOSHI\\_SATO@env.go.jp](mailto:KAZUYOSHI_SATO@env.go.jp)

菅原 E-mail [TAKAOMI\\_SUGAWARA@env.go.jp](mailto:TAKAOMI_SUGAWARA@env.go.jp)

佐々木 E-mail [HIDEYUKI\\_SASAKI@env.go.jp](mailto:HIDEYUKI_SASAKI@env.go.jp)

### 【関係リンク】

○国の補助スキームについて（補助金）

[http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary\\_scheme/#link02](http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/#link02)

○災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱・実施要領等

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

○災害関係業務事務処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf>